

業務部速報

No. 1

発行 18. 6. 14

JR東労組 業務部

申1号 第34回定期大会発言に基づく申し入れ第3回団体交渉

第7項 列車添乗の目的と趣旨を明らかにすること。また、添乗者に安全運行を阻害するような行為を行わせず、乗務員が乗務に集中できる環境を確保すること。

組合・添乗を行う目的を明らかにすること。

会社・事故防止であり、安全の質的向上に資するために行うものである。

組合・添乗中に乗務員が不安を感じる事態が発生している。

会社・乗務員に動揺を与えない。不安を感じさせる添乗は行わない。

組合・本社・支社幹部の添乗の目的を明らかにすること。

会社・目的は多客期激励や現場のことを知るためである。

組合・乗務員室という密室で会社の意思を迫られている。行うべきではない。

会社・現場の作業実態を見ることは良いことである。過度に負担をかけない。

第8項 女性組合員の労働条件を改善し、更なる制度の定着と希望を尊重すること。また、希望を無視した兼務発令や、転勤の従遷を行わないこと。

2018年度4月1日現在 7,400人の女性社員

組合・女性社員を配属する場合は、設備を整えたうえで配属すること。

会社・設備を整えてから配属し、計画的に整備している。

組合・乗務員区所で妊娠が分かった場合は、駅への兼務が基本なのか。

会社・本人希望や状況を把握して対応している。兼務することが基本ではない。

組合・兼務が解除になった時の所属を明らかにすること。

会社・元区所、元職名である。

組合・制度はあるが活用できない組合員がいる。辞めざるを得ない状況になっている。

会社・支社間異動が駄目とか、絶対兼務という訳ではない。生活設計を見ながら対応していく。

組合・母性保護が第一である。

会社・その通りである。

第9項 運転適性検査が不適合となった場合でも、再検査の結果が確定するまで、転勤等の取り扱いを行わないこと。更に、育児休職中等の女性組合員に対して、運転適性検査が途切れない管理体制を確立すること。

組合・休職中の社員も適性検査を受検出来るようにすること。

会社・運転関係に従事する社員の適性検査のため、休職中の社員に対して行うつもりはない。

組合・臨時の適性検査が不適合の時の再検査の実施時期を明らかにすること。

会社・定期検査は3か月後。臨時検査は1年後である。

組合・再検査の時期を見直すべきである！！

第10項 「自己啓発活動を仕事、本来業務を作業」と位置つけた根拠を明らかにすること。また、My Projectや各種委員会での人材育成ができていくとする根拠を明らかにし、My Project導入時の労使の確認事項を遵守すること。

組合・My Projectは管理者から「やいなさい」と言われて行うべきものではない。

会社・社員の発意で行うものであり、会社として強制するものではない。

組合・乗務の合間で行っている事実がある。行うべきものではない！！

会社・乗務の合間で絶対行ってはいけないという訳ではない。

組合・乗務に集中するため合間の時間で行うべきではない！！

次回、6月15日14:00～第10項から再開します！！